

## 新西部水処理センター環境モニタリング委員会設置要綱

### (目的)

第 1 条 新西部水処理センターの供用に伴い、環境の保全を図るため、環境監視、環境保全対策等に関する指導、助言を行う委員会を設置する。

### (名称)

第 2 条 この委員会は「新西部水処理センター環境モニタリング委員会」(以下「委員会」という。)という。

### (業務)

第 3 条 委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- (1)環境監視計画の策定に関すること。
- (2)環境監視結果の評価に関すること。
- (3)上記の評価を踏まえた対策等に関すること。

### (組織)

第 4 条 委員会は学識経験または、環境保全に係わる知見を有する委員で組織する。

### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、道路下水道局下水道施設部西部水処理センターで行う。

### (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。